

平成24年第2回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
11月29日（木曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第8号

平成24年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成24年11月21日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成24年11月29日（木） 午後2時
- 2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

午後2時0分 開会

出席議員 22名

1番	山崎 数則	12番	田中 貞男
2番	菰刈 将鷹	13番	為 広 員史
3番	鎌田 基志	14番	山本 良熙
4番	三笠 輝彦	15番	渡辺 慧
5番	山田 勲	16番	古市 弘
6番	高木 康光	17番	蓬 清二
7番	倉本 清一	18番	青木 義勝
8番	吉田 耕一	19番	河野 雅廣
9番	内田 等	20番	藪内 伊佐子
10番	森谷 政義	21番	門 瀧 雄
11番	多田 照雄	22番	高木 堅

欠席議員 なし

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	事業課資格管理 グループリーダー	伊藤 英樹
副広域連合長	藤井 賢	事業課医療給付 グループリーダー	下山 雅彦
事務局長	杉上 厚男	事業課保険料 グループリーダー	樽本 誠司
事業課長	岩滝 徹彦	議会事務局長	森 覚
総務課総務 グループリーダー	岡田 京子	事務局書記	和田森 哲也

議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第8号から認定第1号まで

議案第8号 平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)

議案第9号 専決処分の承認について（香川縣市町総合事務組合を組織する
地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部
変更について）

議案第10号 専決処分の承認について（香川縣市町総合事務組合を組織する
地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について）

議案第11号 専決処分の承認について（香川縣市町総合事務組合を組織する
地方公共団体の数の増加及び香川縣市町総合事務組合規約の一部
変更について）

認定第1号 平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢
者医療事業特別会計歳入歳出決算について

(提案説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程追加 議長辞職について

日程追加 議長の選挙

日程第4 議案第8号から認定第1号まで

○議長（三笠輝彦君）これより平成24年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりでございます。



日程第1 議席の指定

○議長（三笠輝彦君）まず、日程第1議席の指定を行います。

綾川町議会から選出されておりました造田節夫君が去る4月27日に辞職したことに伴い、同日をもちまして同町議会から選出されました河野雅廣君の議席は19番に、坂出市議会から選出されておりました中河哲郎君が去る5月17日に辞職したことに伴い、同日をもちまして同市議会から選出されました吉田耕一君の議席は8番に、善通寺市議会から選出されておりました大平達城君が去る5月14日に辞職したことに伴い、6月18日をもちまして同市議会から選出されました内田 等君の議席は9番に、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指定いたします。



日程第2 会期決定について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第3会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において9番内田 等君及び20番藪内伊佐子君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（三笠輝彦君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたの

で、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

〔議会事務局長（森 覚君）議案第8号～認定第1号の議案を朗読〕

○議長（三笠輝彦君）以上で報告を終わります。

〔議長席、三笠議長にかわり高木副議長が着席。三笠輝彦君退場〕



日程追加 議長辞職について

○副議長（高木 堅君）議長三笠輝彦君から辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高木 堅君）異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

職員に辞職願を朗読させます。

〔議会事務局長（森 覚君）辞職願を朗読〕

○副議長（高木 堅君）お諮りいたします。

三笠輝彦君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高木 堅君）御異議なしと認めます。よって、三笠輝彦君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

三笠輝彦君より御挨拶がありますので、しばらくお待ちをお願いします。

〔4番（三笠輝彦君）入場・登壇〕

○4番（三笠輝彦君）議長退任に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

このたび、一身上の都合によりまして議長を退任させていただくこととなりました。

昨年7月22日の臨時会で3度目の議長を仰せつかりまして、後期高齢者医療制度発足以来、今日まで議長としての大役を果たすことができました。これひとえに、広域連合議会の議員の皆さん、広域連合長を初め当局の皆さんの御指導、御協力のたまものと存じ、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

これからは、広域連合議会の一議員として、高齢者医療制度と福祉の向上、発展のため、微力ではございますけれども力を注いでまいりたいというふう存じております。

今後も温かい御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）



日程追加 議長選挙

○副議長（高木 堅君）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高木 堅君）異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高木 堅君）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高木 堅君）異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に菰渕将鷹君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました菰渕将鷹君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高木 堅君）異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました菰渕将鷹君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました菰渕将鷹君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

○2番（菰渕将鷹君）副議長——2番。

○副議長（高木 堅君）2番 菰渕将鷹君。

〔2番（菰渕将鷹君）登壇〕

○2番（菰渕将鷹君）議長就任に際しまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいまは、皆様方の御推挙をいただき、広域連合議会の議長に就任させていただくことになりました菰渕将鷹でございます。まことに身に余る光栄と存じ、心から感謝申し上げますとともに、この責任の重大さを痛感しておりますところでございます。

私といたしましては、広域連合議会が広く市民の負託に応えられますよう、そして議会が円滑かつ円満に運営されますよう努力してまいりたいと思っております。

広域連合長を初め、また議員皆さん方の、三笠前議長さんより以上に御指導、御鞭撻いただきまして、議会運営をつかさどっていきたいと思っておりますので、御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます、議長就任の挨拶といたします。（拍手）

○副議長（高木 堅君）それでは、菰渕議長に議長席にお着きをお願いしたいと思います。

〔議長席、高木副議長にかわり菰渕議長が着席〕



日程第4 議案第8号から認定第1号まで

○議長（菰渕将鷹君）それでは、議事を進行してまいります。

次に、日程第4議案第8号から認定第1号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）提案説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度の状況について、簡単に御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、社会保障と税の一体改革関連法案が民主、自民、公明の3党により修正確認した後、可決され、8月22日には社会保障制度改革推進法が公布され、今後設置されます社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとなりました。

この国民会議は、諸分野の有識者により構成され、改革推進法に掲げられた財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図るといった基本方針を踏まえ、議論が進められることになっております。法律の施行の日から1年を超えない範囲内において、政令で定める日まで置かれるとした設置期限については、9月12日に公布された社会保障制度改革国民会議令等により明記され、平成25年8月21日までに高齢者医療制度改革の結論が出されることとなり、去る11月15日には、民主、自民、公明の3党において国民会議を今月中に発足させることで合意し、政府は年金や医療、経済などの学識経験者ら15人の委員を決定し、明日30日に初会合を開くとしております。

また、11年ぶりに見直された高齢社会対策大綱におきましても、後期高齢者制度の見直しについて、国民会議で検討を進めた上で国民健康保険の広域化とともに進めていくとの政府の方針を改めて打ち出しておりますことから、今後の動向が注目されるところでございます。

こうした中、本広域連合を初め、全国の広域連合では、後期高齢者医療制度を運営する現場の声を反映させるため、去る11月15日に東京で臨時の広域連合長会議を開催いたしました。

その席で国への要望事項の取りまとめを行い、全国後期高齢者医療広域連合協議会として、今後の制度については、社会保障制度改革国民会議を一日も早く開催し、国民、地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く意見を聴き、納得が得られるよう万全の策を講じて、後期高齢者医療制度の今後のあり方について議論を進め、将来にわたり国民が安心して生活できる高齢者医療制度を構築すること、また現行制度における費用負担や財政支援、保険料軽減措置を継続することや健康診査事業や電算処理システム改修に係る経費などについて、適切な措置を講じることなどを求める要望書を同日、厚生労働大臣宛てに提出したところでございます。

本広域連合といたしましては、今後とも国の動向や全国市長会・町長会等関係団体の動向を十分注視しながら、引き続き、制度の円滑かつ適切な運営に資するよう配意してまいりたいと存じますので、議員皆様方のより一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日の平成24年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

初めに、補正予算案でございますが、今回の補正は、国において平成24年度（平成23年度からの繰越分）高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱が示されたことに伴い、関連事業費について措置するものでございます。

議案第8号平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳出の第3款「民生費」、第1項「社会福祉費」は、電算処理システム機器更改に伴い、標準システム改修に係るカスタマイズ経費として、次期システム構築委託料を措置するものでございまして、今回の補正額は、364万7,000円となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、歳出予算の総額は、4億9,833万3,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第2款「国庫支出金」、第1項「国庫補助金」の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第9号専決処分の承認についてでございますが、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体であるさぬき市・三木町県行造林組合が、平成24年3月31日をもって脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、早急に一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議の必要が生じたので、去る2月27日に香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について専決処分を行ったことの承認を求めるものでございます。

次に、議案第10号専決処分の承認についてでございますが、香川縣市町総合事務組合を組織するさぬき市・三木町県行造林組合が、平成24年3月31日をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第289条の規定により、早急に一部事務組合財産の処分に係る関係地方公共団体の協議の必要が生じたので、去る2月27日に香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について専決処分を行ったことの承認を求めるものでございます。

次に、議案第11号専決処分の承認についてでございますが、平成24年6月22日付で設立された小豆医療組合から非常勤職員公務災害補償等事務を共同処理するため、香川縣市町総合事務組合への加入について協議があったため、地方自治法第286条第1項の規定により、早急に一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議の必要が生じたので、去る7月18日に香川県

市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川県市町総合事務組合同規約の一部変更について専決処分を行ったことの承認を求めるものでございます。

次に、認定第1号平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

まず、一般会計でございますが、歳入については、予算現額11億2,989万6,000円に対し、収入済額は、11億2,958万3,018円で、予算現額と比較して31万2,982円の減となっております。

一方、歳出は、予算現額11億2,989万6,000円に対し、支出済額は、11億1,697万1,103円で、不用額は、1,292万4,897円となっており、執行率は98.9%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書」によりまして説明申し上げます。

まず、歳入について、第1款「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づく共通経費としての市町負担金で、4億2,397万3,000円を、第2款「国庫支出金」は、保険者機能強化事業費補助金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で、6億4,454万3,000円を、第3款「財産収入」は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の財産運用に伴う定期預金利子で、1万6,040円を、第4款「繰入金」は、特別対策の実施に伴う経費を後期高齢者医療制度臨時特例基金及び特別調整交付金から繰り入れるもので、4,618万175円を、第5款「繰越金」は、前年度繰越金で1,410万3,179円を、第6款「諸収入」は、歳計現金の預金利子、レセプトデータの情報提供料等で、76万7,624円を収入したもので、歳入合計は、11億2,958万3,018円でございます。

次に、歳出ですが、第1款「議会費」は、平成23年度に開催いたしました広域連合議会定例会及び臨時会開催に要する経費等ございまして、議員報酬及び費用弁償のほか、会議録作成委託料や会場使用料等で、支出済額は、104万7,640円でございます。

次に、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」は、事務局の運営に要する経費でございまして、職員の派遣協定に基づく丸亀市からの派遣職員2人に係る給与費やその他事務局職員の時間外勤務手当のほか、窓付き封筒や各種支給申請書等の印刷製本費、被保険者証の郵送のための郵便料や電算処理システム等に係る委託費、また丸亀市を除く広域連合派遣職員21人の給与費相当分の負担金等で、支出済額は、4億2,513万504円でございます。

次に、第2項「選挙費」は、委員の公務災害補償負担金で、支出済額は、5,256円でございます。

次に、第3項「監査委員費」は、委員報酬、事務従事委託料等で、支出済額は、22万3,283円でございます。

次に、第3款「民生費」は、保険者機能強化事業及び特別対策等の実施に要する経費でございます。懇話会開催経費、重複・頻回受診者訪問指導委託費のほか、市町が実施する人間ドック等の補助金、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金等で、支出済額は、6億9,056万4,420円でございます。歳出合計は、11億1,697万1,103円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、ただいま歳入歳出について説明いたしましたように、歳入総額は、11億2,958万3,018円、歳出総額は、11億1,697万1,103円で、歳入歳出差し引き額は、1,261万1,915円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額となるものでございまして、地方自治法第233条の2の規定に基づき、剰余金として翌平成24年度の歳入に編入するものでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございますが、歳入につきましては、予算現額1,233億5,579万3,000円に対し、収入済額は、1,224億7,217万709円で、予算現額と収入済額を比較して8億8,362万2,291円の減となっております。

一方、歳出は、予算現額1,233億5,579万3,000円に対し、支出済額は、1,222億4,972万7,276円で、不用額は、11億606万5,724円となっており、執行率は99.1%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」により説明申し上げます。

まず、歳入について、第1款「市町支出金」は、市町が徴収した保険料等負担金及び被保険者に係る療養費等の12分の1に相当する額を市町が負担する療養給付費負担金等で、204億856万4,636円を、第2款「国庫支出金」は、被保険者に係る療養費等の12分の3に相当する額を国が負担する療養給付費負担金、高額な医療の発生による広域連合の財政の安定化を図るため国が負担する高額医療費負担金のほか、調整交付金や市町に委託して実施する健診事業及び特別高額医療費共同事業に対する補助金で、389億8,479万3,440円を、第3款「県支出金」は、療養給付費等の12分の1に相当する額を県が負担する療養給付費負担金及び県が負担する高額医療費負担金で、99億254万5,473円

を、第4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、507億1,778万336円を、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合の拠出金を財源とし、財源調整を行うもので、1,148万3,176円を、第7款「財産収入」は、後期高齢者医療事業財政調整基金の運用収入で、168万1,200円を、第8款「繰入金」は、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料軽減措置に対する後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れで、8億5,283万8,118円を、第9款「繰越金」は、前年度繰越金で、13億3,584万5,063円を、第10款「諸収入」は、診療報酬返還に係る加算金、歳計現金の運用による預金利子、交通事故による第三者行為に係る納付金、一部負担金の負担割合の変更に伴う返納金及び過年度分高額療養費返納金で、2億5,663万9,267円を収入したもので、歳入合計は、1,224億7,217万709円でございます。

次に、歳出でございますが、第1款「保険給付費」は、療養給付費、高額療養費、葬祭費等の療養費の給付に要する経費で、支出済額は、1,216億5,019万1,389円でございます。

次に、第2款「県財政安定化基金拠出金」は、保険料の減収や療養給付費の増加等による広域連合の財政リスクに対応するため、香川県に設置している財政安定化基金への拠出金で、支出済額は、8,103万7,543円でございます。

次に、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合が共同で負担する共同事業への拠出金で、支出済額は、1,362万793円でございます。

次に、第4款「保健事業費」は、被保険者の生活習慣病等の予防のため、市町に委託して実施した健康診査に要する経費で、支出済額は、3億128万2,247円でございます。

次に、第5款「基金積立金」は、後期高齢者医療事業財政調整基金の運用収入を積み立てるもので、支出済額は、168万1,200円でございます。

次に、第6款「諸支出金」は、市町が支出した保険料の過誤納金に係る返戻金及び還付加算金、平成22年度の医療給付等に係る負担金等の国及び県への返還金のほか、平成23年度の長寿・健康増進事業に係る経費を一般会計に繰り出す経費で、支出済額は、2億191万4,104円でございます。歳出合計は、1,222億4,972万7,276円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、ただいま歳入歳出決算で説明いたしましたように、歳入総額は、1,224億7,217万709円、歳出総額は、1,222億4,972万7,276円

で、歳入歳出差し引き額は、2億2,244万3,433円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支も同額となるものでございまして、実質収支額のうち1億2,000万円を地方自治法第233条の2の規定及び後期高齢者医療事業財政調整基金条例に基づき財政調整基金に積み立て、残額1億244万3,433円を剰余金として、翌平成24年度の歳入に編入するものでございます。

なお、平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算については、去る9月26日付で監査委員による審査の結果及び意見書の提出をいただいているところでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菰渕将鷹君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第8号平成24年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菰渕将鷹君）御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号専決処分の承認について（香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について）を採決いたします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菰渕将鷹君）御異議なしと認めます。よって、議案第9号は、これを承認することに決定いたしました。

次に、議案第10号専決処分の承認について（香川縣市町総合事務組合を組織する地方

公共団体の数の減少に伴う財産処分について)を採決いたします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菰渕将鷹君）御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、これを承認することに決定いたしました。

次に、議案第11号専決処分の承認について（香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について）を採決いたします。

本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菰渕将鷹君）御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、これを承認することに決定いたしました。

次に、認定第1号平成23年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

本件は、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菰渕将鷹君）御異議なしと認めます。よって、認定第1号は、これを認定することに決定いたしました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

これにて平成24年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時37分 閉会

會議錄署名議員

議 長 三 笠 輝 彦

議 長 菰 渕 将 鷹

副 議 長 高 木 堅

議 員 内 田 等

議 員 藪 内 伊 佐 子